

# 小田委員長の職務の仮の差止め申立書

2011年 8月26日

松山地方裁判所 御中

申立人11名

〒794-8511

愛媛県今治市別宮町1-4-1

相手方 今治市

代表者 今治市長 菅 良二

処分行政庁 今治市教育委員会

上記代表者 教育委員長 小田 道人司

仮の差止め申立事件

貼用印紙額 金2,000円

## 一、申立の趣旨

1、2011年8月30日13:30に開催予定の今治市教育委員会（以下「今治市教委」という。）の第12回教育委員会（8月教育委員会臨時会、以下「臨時会」という。）において、2012（平成24）年度使用中学校用社会科歴史的分野及び同公民的分野の教科書採択の審議及び落札（採決）（以下「本件審議及び落札（採決）」という。）に小田道人司委員長が参加しようとしている。小田委員長の本件審議及び落札（採決）の職務執行の仮の停止を求める。

2、申立の費用は相手方らの負担とする。

との判決を求める。

上記代表者

## 二、申立の理由

### 1、事案の概要

(委員長の職務の仮の停止の被保全権利)

- (1) 2011年8月26日、申立人らは、貴庁に、相手方今治市（代表者は、今治市長菅良二、処分行政庁は今治市教育委員会、同委員会の代表者は教育委員長の小田道人司。以下相手方今治市の本件処分庁の今治市教委を「相手方今治市教委」という。）が、公共入札の一種である教科書採択において、適正かつ公正な採択（入札及び落札）環境を整備しないまま、2011年8月30日13時30分に開催予定の第12回教育委員会（8月教育委員会臨時会、以下「臨時会」という。）に、2012（平成24）年度使用中学校用社会科歴史的分野の育鵬社版及び自由社版教科書、同公民的分野の育鵬社版及び自由社版教科書（以下「本件教科書」という。）の関係者である小田道人司教育委員長が、出席し、社会科歴史的分野及び同公民的分野の教科書採択の審議及び落札行為（採決）（以下「本件審議及び落札行為」という。）を行ってはならないと小田委員長の職務執行の差止を求め、裁判所の不手際等で本件臨時会の本件審議及び落札（採決）期間を徒過し、採択が行われた場合は、採択の本件審議及び落札（採決）の取消を求める本訴を提起した（証拠甲1号証）。
- (2) 子どもたちは、正確な知識と、多面的・多角的な視点からのものの見方、考え方を身につけ、それらの基礎的な知識をもとに、子どもたち自らが、自主的・主体的に学んでいくことのできる教育を受ける権利を有している。
- (3) 一方、大人たちは、上記の教育環境を整える義務を負っており、分けても教育行政をつかさどる相手方今治市教委の責務は重い。
- (4) 学校教育において主たる教材と規程されている義務教育期間の教科書は、法定された手続きを経て選定・採択され、採択されたものを、国が購入し、子どもたちに無償で供与される。よって、教科書採択は、公共入札の一種である。
- (5) 相手方今治市教委は、上記の法定手続きの主たる事務を所管し、適正

かつ公正な採択（入札と落札）環境整備する義務を負っている（以下この義務を「採択環境整備義務」という。）。

- (6) 相手方今治市教委は、上記(2)及び(3)に基づき、子どもたちにとって適切な教科書を選定し、採択する義務を負っている（以下この義務を「適切教科書採択義務」という。）。
- (7) 2011年4月22日、(3)の責務から「えひめ教科書裁判を支える会」の会員ないし請願者である1～11の申立人ら（以下「申立人ら」という。）は、相手方今治市教委に対し、採択環境整備義務及び適切教科書採択義務を果たすことを求めて、①『「調査要素と具体的な観点」に関する請願書』を提出した。
- (8) 同年5月9日、相手方今治市教委は、第8回教育委員会で、上記請願を合理的かつ客観的理由を示すことなく不採択とした。
- (9) 同年5月25日、申立人らは、開かれた採択と公正な採択の保障を求めて、②「開かれた教育委員会会議を求める請願書」を相手方今治市教委に提出した。
- (10) 同年6月8日、相手方今治市教委は、第9回教育委員会で、上記の請願をも、合理的かつ客観的理由を示すことなく不採択とした。
- (11) 同年6月27日、申立人らは、採択環境整備義務及び適切教科書採択義務を果たすことを求めて、③「教科書採択における適正手続に関する請願書」（甲第2号証）を相手方今治市教委にした。
- (12) 同年7月5日、相手方今治市教委は、上記請願をも、第10回教育委員会で、合理的かつ客観的理由を示すことなく不採択とした。
- (13) 同年7月7日、申立人らは、④『「調査要素と具体的な観点」に関する請願書』の不採択処分等に対して、不服であると審査請求を相手方今治市教委へなした（証拠甲3号証）。しかし、相手方今治市教委は、同年8月11日、この申立を却下した。
- (14) 同年7月21日、申立人らは、採択環境整備義務及び適切教科書採択義務を果たすことを求めて、⑤「教科書採択会議における適正手続を求める請願書」を相手方今治市教委に提出した。

- (15) 小田道人司教育委員長が本件教科書の関係者である資料説明書（証拠甲4号証）で明らかのように、「日本会議」は、入札商品目録の教科書目録に掲載されている歴史的分野及び公民的分野の育鵬社版と自由社版教科書（以下「本件教科書」という。）の実質的共同事業者である。その「日本会議」の支部である日本会議福岡北九州支部は、北九州支部長名で、「育鵬社もしくは自由社の歴史・公民教科書を採択するように」と求めている「中学校歴史・公民教科書の採択について」請願（証拠甲5号証）で明らかのように、本件教科書の採択を促進している団体である。小田委員長が、その「日本会議」の会員であることが判明した（証拠甲6号証）。よって、同年7月26日、申立人らは、採択環境整備義務及び適切教科書採択義務を果たすことを求め⑥「小田道人司教育委員長の辞職を求める請願書」（甲第7号証）を相手方今治市教委に提出した。
- (16) 同年8月4日、相手方今治市教委は、第11回教育委員会で、「教科書採択会議における適正手続を求める請願書」及び「小田道人司教育委員長の辞職を求める請願書」をも、合理的かつ客観的理由を示すことなく不採択とした。
- (17) 同年8月5日、申立人らは、先の⑦「開かれた教育委員会会議を求める請願書」の不採択処分等に対して、不服であると審査請求を相手方今治市教委へなした。
- (18) 同年8月12日、申立人らは、相手方今治市教委が採択環境整備義務及び適切教科書採択義務を果たすことなく、公共入札の一種である教科書採択において、入札商品である教科書の関係者である小田委員長が、同落札の審査のための審議と落札（採決）に参加し、不正・違法・不公正な採択を行おうとしていると、これを是正する速やかに排除措置を取るように求めて、公正取引委員会に申告した。
- (19) 同年8月16日、申立人らは、本件採択審議及び落札（採決）に伴う教員用等教科書を購入することになる財務当局者の行政の長として、公共入札における不公正な落札（採択）を回避するための是正措置を求める⑧「小田教育委員長による不正公共落札（採択）の是正を求める要請書」（証拠甲8号証）を相手方今治市（菅良二今治市長）に提出した。
- (20) 同年8月19日、ところが、相手方（菅良二今治市長）は、上記要望書に対して、適切な措置を講じない旨の回答を行った。
- (21) 同年8月23日、申立人らは、⑨『「小田教育委員長による不正公共

落札」に対する是正措置を再度求める要求書』を相手方今治市（菅良二今治市長、今治市契約課、今治市秘書課）に提出した。

- (22) 以上のように、今治市教委及び小田委員長は、申立人らの幾度にも渡る是正ないし、適切な措置を講じる求めに対して、一切、何ら適切な措置を講じることなく、⑦憲法26条及び同31条に違反し、①採択環境整備義務に違反し、②適切教科書採択義務に違反し、③独占禁止法で禁止している不公正な取引に抵触し、④公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針（妙）に反し、⑤入札談合等関与行為防止法に違反し、⑥子どもの人権擁護義務に違反し、⑦双方代理人を禁止する民法108条に違反し続けている。
- (23) また、相手方今治市も、先行する公共入札である本件審議及び落札（採決）等の不正・違法・不公正を知らながら、これを放置し、このままでは、本件審議及び落札（採決）に伴う教員用の教科書等の購入を行うという二重の違法を犯すことになる。

## 2、委員長の職務執行の仮の停止の必要性

相手方今治市教委及び小田委員長は、前記⑦～⑧の様々な違憲・違法・不正行為を犯し、不正・違法・不公正な採択（落札）を行おうとしている。また、不正・違法・不公正な採択（落札）に基づき、教員用教科書と教師用指導書を今治市の財政から購入させようとしている。当然ながら、この公費支出も違法である。

このように違法な採択を小田委員長は主導し、委員長という地位と職権を濫用し、不正・違法・不公正な採択（落札）を強行しようとしていることよって生ずる償うことができない権利の侵害・損害等を避けるため、小田委員長の本件審議及び落札（採決）の仮の停止は、緊急を要する。

- (1) 教育は現在より一歩先の未来に関係する現在の問題である。その教育の中心は、学校教育が担い、学校教育において中心的な役割を果しているものが、教科書である。その教科書を決めるための、本件臨時会における審議及び落札（採決）である。
- (2) 教科書は、次代を担う子どもたちが学校で使用するものである。その子どもたちは、やがて地域社会を構成する大人となることを考察すれば、この教科書を決めるという行為は、極めて具体的な未来の地域

社会に影響を与える現在の問題であるということになる。すると地域社会の構成員であるところの申立人にとって、本件教科書採択に関する審議及び落札（採決）は、極めて当事者性を有するというのである。

- (3) 憲法は、民主的国家体制の基盤を培うため、その一環として、地方自治の本旨に基づく制度に憲法上の保障をあたえた。地方公共団体（以下「自治体」という。）の行う行政は、中央政府の干渉や統制の下で行われるのではなく、独立して行われるという「地方分権」の考えと、その自治体に住んでいる住民が主導する、あるいは主体となるという「地方自治の本旨」に基づき、住民の意思に基づいて自治体の運営を決める「住民自治」である。その方法は、国について避けた大統領制、つまり、住民の直接民主制度をその基本原理として採用している。つまり、自治体の地域住民である申立人らは、自治体の主権者（住民主権者）として、自治体の運営、行政行為（本件では採択行為）などに対して、参与、参画権、参政権を有している。
- (4) 地方自治法は、憲法が示す地方自治の本旨に基づき、住民が直接自治体運営に参加する住民自治の原則の徹底を図るために、住民主体の直接民主主義の制度的保障として、住民の選挙権（11条）、条例の制定改廃請求権、事務の監査請求権（12条）、議会の解散請求権、議員、長その他の役員の解職請求権（13条）をはじめとする規定、制度を定めている。つまり、自治体の主体構成員である住民は、自治体の主権者（住民主権）として、直接的に自治体の運営・行政行為（本件では採択行為）などに自らの意思、意見を反映させるための参与、参画権、参政権を有している。
- (5) 自治体の下にある行政委員会の教育委員会と自治体の主体構成員である申立人ら（住民）は、多様な直接的関係性を有している。これらは、教育委員会の運営は、「地方自治の理念」に基づき主体構成員である住民の民意を取り入れて行わなくてはならないこと、つまり、教育行政の運営方法として、直接民主制を求めている。
- (6) 中央教育審議会答申及び文科省は、教育行政に住民が参画・協力することを教育委員会に求めている。自治体の主体構成員であり住民である申立人が、自治体における教育行政への参与、参画権、参政権を有していることは明らかである。
- (7) 採択手続きには、教員、保護者をはじめとする地域住民が多数参与、

参画、参加している。また、法令においても実際の手続き上においても、狭義の採択と、その方法を含む広義の採択とは、密接不可分の関係にある。文科省が作成した、「教科書制度の概要－6.教科書採択の方法」には、「採択とは、学校で使用する教科書を決定すること」と説明している。つまり、狭義の意味の採択とは、国が購入する教科書を定める公共入札における落札行為であるが、広義の意味の採択は、使用する教科書を法令などに基づき適正に決める一連の手続を含むと解される。そのことは、文科省の「教科書採択の方法」の説明からも明らかであり、採択手続きに住民が多数参与、参画、参加している。しかも、採択の定義を狭義、広義にこだわり、あるいは、これを分離する必要があるとする合理的、客観的理由もない。つまり、地域住民は、実態的にも、実質的にも採択に参加しており、採択への参与、参画権、参加権を有している。しかも、採択とは、文科省の検定を経た教科書を、文科省が作成した教科書目録のなかから選ぶ行為である。申立人らが、複数の教科書から使用する教科書を選択する行為に参加する権利を有していることは明らかである。

- (8) また、申立人らには、先の㉗～㉙の請願書及び審査請求書を今治市教委に提出してき請願者・審査請求人ないし請願団体及び審査請求団体の会員らであり、しかも申立人には今治市の住民も含まれる。相手方今治市教委及び小田委員長の不正・違法・不公正な採択（入札及び落札）に基づき、落札した教科書を、教員用教科書及び教師用指導書を今治市の財政から購入させるという違法な公金支出を生じさせ、今治市の財政に損害を与える。当然、それは、今治市住民の損害でもあり、今治市住民の申立人が被る損害でもある。
- (9) しかも、相手方今治市教委は、合理的かつ客観的理由、正当な理由も示すことなく、請願結果さえも請願者に書面で通知することなく、不採択として、申立人らの請願権を踏みにじり、かつ、請願事項で求めている採択環境整備義務や適切教科書採択義務を放棄し、申立人をはじめとする住民の暮らしに大きな影響を与える採択環境整備義務や適切教科書採択義務を果たさず、申立人及び住民の教育環境権を侵している。
- (10) これら申立人ら及び住民らが被る甚大なる損害、利益の侵害を勘案すれば、それは、不特定多数の抽象的利益でもなく、教育や教育行政の中立、公正という公益の中で吸収解消されるようなものではないことは明らかである。

- (11) 申立人らの重要かつ当事者性を帯びた本件審議及び採決（落札）に、小田委員長を参加させることは、他の教育委員もこれに同調し、共謀していることを表し、また、何ら適切な措置を講じない相手方今治市も、この不正・違法・不公正な採択に同調し、共謀していることになり、教育委員会という組織ぐるみの違法行為である。
- (12) この先行する不正・違法・不公正な採択（入札及び落札）に基づき、教員用教科書や教師用指導書を今治市の財政から支出することになれば、違法な公金の支出となり、今治市の財政に損害を与える（2009年の違法な採択に基づく、2010年度に購入された違法な支出額は、1532153円）。
- (13) ましてや、相手方今治市教委は、これまでに不正・違法な採択を行なったとして貴庁に訴えられている被告ら（平成22年（行ウ）2号）であることを考察すれば、本件審議及び採決を、再び不正・違法を侵す可能性は極めて高く、結果として公共入札である教科書採択が、不正・違法の温床となり、違法・不正が社会に蔓延する。このことは、どれだけ甚大な悪影響を子どもたちに与えるだろうか。また、小田委員長は、今治市商工会会頭等も歴任する今治市に本社を置く有力企業の会長であり、他の教育委員らも今治市在住の有識者として、今治市の地域社会に甚大な悪影響を与えるであろう。このような状況を放置すれば、世も末と多くの住民が認識し、地域社会に与える影響は甚大で、取り返しのつかないことになる。

### 3、本案について理由があるとみえること

- (1) 以上のように、相手方今治市教委及び小田委員長らの先の㉠～㉡の不正・違法・不公正を犯して採択（入札及び落札）することは、㉠～㉡に抵触する各法令のみならず適正手続きを求める憲法31条、公務員の憲法遵守義務を定めて憲法99条の空洞化を生む。
- (2) 公共入札である教科書採択（入札及び落札）の入札事業者の関係者である小田委員長が、落札のための審査の審議に参加し、落札商品を決するという採決に参加すれば、公共入札に対する社会の信頼性を根底から崩すことになる。
- (3) そのうえで、相手方今治市教委及び小田委員長らの先の㉠～㉡の不正・違法・不公正を犯し、公然と違法な採択（入札及び落札）が行わ

れば、行政に課せられた法令主義を空洞化し、多くの住民が世も末と思うようになり、社会に与える悪影響は甚大である。

- (4) よって、申立人らは、本件審議及び落札（採決）が目前に迫っており、小田委員長の本件審議及び落札（採決）の職務の停止を求め次第である。
- (5) しかも、そのような違法行為を行う主体が、子どもたちの教育行政を行う教育委員会であることを考察すると、その社会的影響は計り知れない。ゆえに、申立人らの差止める決定を行なうことが、法の番人の貴庁の使命であり、存在理由でもある。

#### 4、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないこと

- (1) 本件申立人が求めているのは、公正で適正な手続きに基づく採択であり、子どもたちに適切な教科書が選定され、採択されることである。つまり、行政機関及び公務員（特別職を含む）が、不正・違法・不公正な正行為を行わず、法令の趣旨と法定された手続きに則り、行政機関及び公務員（特別職を含む）の責務を果たすことを求めているに過ぎない。よって公共の福祉に重要な影響を与えることがないことは、改めて述べる必要がない。
- (2) 逆に、行政機関である相手方今治市教委と同教育委員らが、違法行為を行わないように求め、公正で適正な手続きを求めることは、公共の福祉に重要な影響を与えないばかりか、公共の福祉に貢献し、教科書採択の審議の公正性と透明性が高まったと評価されるであろう。

#### 結語

以上の理由から、申立人らは、行政事件訴訟法37条の5に基づき、小田委員長の職務執行の仮の停止を申立てる。

#### 三、疎明方法

1 甲第1号証 訴状写し

1 通

2	甲第2号証	教科書採択における適正手続に関する請願書	1通
3	甲第3号証	審査請求書	1通
4	甲第4号証	小田道人司教育委員長が本件教科書の関係者である資料説明書	1通
5	甲第5号証	日本会議福岡北九州支部の「中学校歴史・公民教科書の採択について」請願	1通
6	甲第6号証	日本会議の会報『日本の息吹』2011年7月号	1通
7	甲第7号証	小田道人司教育委員長の辞職を求める請願書	1通
8	甲第8号証	小田教育委員長による不正公共落札（採択）の是正を求める要請書	1通

以上